

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 6 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 殿

厚生労働省医薬局
総務課試験免許係

薬剤師の登録済証明書の取扱いについて（依頼）

薬剤師免許申請事務等につきましては、平素より種々ご配慮頂きましてありがとうございます。

薬剤師名簿に登録後、就職等で早急に免許証を必要とする者に対しては、免許証に代わる資格証明として登録済証明書を発行しているところです。資格確認の迅速化及び申請者の利便性向上を目的として、薬剤師についても令和 8 年 3 月 25 日より「医師等免許登録確認システム」（<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>）を利用した登録済証明書の取得が可能となります。本システム運用開始後は申請者自身で登録済証明書を WEB 上で確認・印刷が可能となります。

なお、従来通り葉書による登録済証明書の発行も可能です。

つきましては、本システムを積極的に活用し、申請者が就職等の手続きを円滑に実施できるよう、別添 1 薬剤師の方と薬剤師が働く勤務先の皆さまへ（※）を作成しましたので、貴管下の関係機関、関係団体等に対し周知方よろしくお願いいたします。

※ 厚生労働省のホームページに掲載しております。

○別添 1：「薬剤師の方と薬剤師が働く勤務先の皆さまへ」

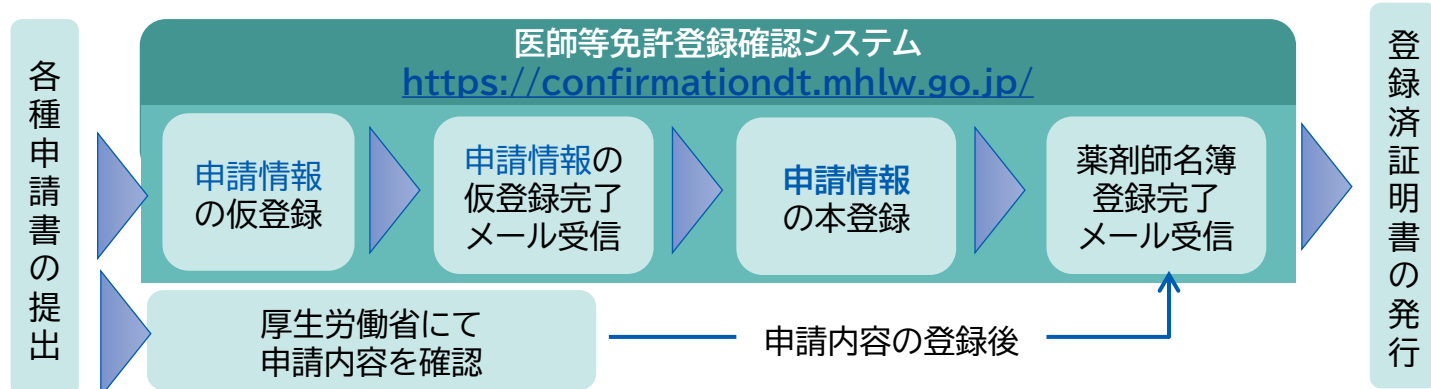
URL：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumishoumeisho-online.pdf>

登録済証明書をオンラインで受け取れます

薬剤師名簿登録後、ご希望に応じて発行している**登録済証明書**について、**令和8年3月25日から**厚生労働省のホームページでオンラインで発行できるようになる予定です。ぜひ、ご活用ください。

なお、登録済証明書の発行については、従来通り葉書による申請も可能です。

オンライン発行の手続き



申請情報の仮登録

STEP1該当する申請メニューを選択、情報を入力して仮登録

- ・免許取得時は、「新規申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の内容の変更時(氏名、本籍地等の変更)は、「書換申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。※名簿訂正のみで、免許証の交付を申請されていない場合は発行できません。
- ・免許証の亡失又はき損時は、「再交付申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。

仮登録完了メールの受信

STEP2仮登録完了メールに記載されたURLにアクセス

申請情報の本登録

STEP3仮登録完了メールに記載された仮パスワードを入力して本登録

- ・仮パスワード有効時間は仮登録完了メール受信後30分間です。

薬剤師名簿登録完了メールの受信

- ・薬剤師名簿登録後にオンライン申請サイトで仮登録した際のメールアドレス宛にID・パスワードが記載された薬剤師名簿登録完了メールが届きます。なお、免許申請手続きについては、厚生労働省が申請書を受付後、書類不備や欠格事由の該当有無等について審査を行った上で薬剤師名簿に登録することになっており、この審査には一定の期間を要します。当メールは、これらの審査後に連絡が行くことになるため、お時間を有することをご承知おきください。

(注)年度当初の新規免許申請繁忙期は、薬剤師名簿登録完了のメールが届くまでに新規申請で約2ヶ月、名簿訂正・再交付の場合はそれ以上の時間を要する場合がございます。

- ・薬剤師名簿登録完了メールが届かない場合は、申請情報に誤りがある場合があるので、当オンライン申請サイトのお問い合わせフォーム(https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx)からお問い合わせください。

登録済証明書の発行

STEP4本登録完了メールの受信後、登録済証明書を発行

- ・薬剤師名簿登録完了メールに記載されたURL又は「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスし、薬剤師名簿登録完了メールに記載されたID・パスワードを入力してください。

- ・登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度申請が必要です。